

2023年6月5日

株 主 各 位

第77期定時株主総会招集ご通知に際しての交付書面に記載しない事項

(2022年4月1日から
2023年3月31日まで)

- | | | |
|----------|-------|-----|
| 1. 連結注記表 | | 1 P |
| 2. 個別注記表 | | 9 P |

株 式 会 社 ス ズ ケ ン

連 結 注 記 表

連結計算書類は「会社計算規則」に基づいて作成しております。

記載数値は単位未満を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、単位未満を四捨五入して表示しております。

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 50社

主要な連結子会社の名称

株式会社三和化学研究所、株式会社サンキ、株式会社アスティス、株式会社翔薬、株式会社スズケン沖縄薬品、ナカノ薬品株式会社、株式会社スズケン岩手、株式会社ユニスマイル

(2) 主要な非連結子会社の名称

該当事項はありません。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

① 持分法適用の関連会社の数 3社

② 関連会社の名称

上薬鈴謙滬中（上海）医薬有限公司、株式会社E P ファーマライン、株式会社ポクサンナイス

持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるものの、当該会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、株式会社ポクサンナイスは、重要性が増したため、当連結会計年度より持分法の適用範囲に含めております。

(2) 持分法を適用していない関連会社の状況

① 主要な持分法非適用の関連会社の名称

E P S 益新株式会社

② 持分法を適用しない理由

E P S 益新株式会社他4社は当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用の範囲から除外しております。

3. 連結子会社の決算日等に関する事項

連結子会社のうち新星健康開発股份有限公司他1社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、連結子会社の決算日現在の計算書類を使用しております。

ただし、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券については、市場価格のない株式等以外のものは、時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法であります。

② 棚卸資産

商品及び原材料については、主に移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

製品及び仕掛品については、主に総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

貯蔵品については、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却方法については、定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な科目の耐用年数は次のとおりであります。
- | | |
|-----------|-------|
| 建物及び構築物 | 2～50年 |
| 機械装置及び運搬具 | 2～17年 |
- ② 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却方法については、定額法を採用しております。
なお、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づいております。
- ③ リース資産の減価償却方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金は、受取手形及び売掛金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金は、従業員の賞与支給に充てるため、連結会計年度末現在の従業員に対する支給対象期間の支給見込額を計上しております。
- ③ 独占禁止法関連損失引当金は、独占禁止法に関連した支払義務の発生に備えるため、その発生見込額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループの顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

- ① 医薬品卸売事業
医薬品卸売事業においては、医療機関等に対して医療用医薬品、診断薬、医療機器・材料等の販売を行っております。
当該商製品の販売においては、商製品を顧客に引き渡し顧客が検収した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、顧客が当該商製品を検収した時点で収益を認識しております。
また、顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で取引価格を算定しております。
- ② 医薬品製造事業
医薬品製造事業においては、医薬品卸会社に対して医薬品、診断薬等の製造・販売を行っております。
当該商製品の販売においては、商製品を顧客に引き渡し顧客が検収した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しておりますが、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項の代替的な取扱いに基づき、出荷基準で収益を認識しております。
- ③ 保険薬局事業
保険薬局事業においては、患者に対して医療機関からの処方箋に基づき調剤を行っております。
当該調剤においては、処方方を顧客に提供した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、役務提供の完了時点で収益を認識しております。
- ④ 医療関連サービス等事業
医療関連サービス等事業においては、医薬品の輸配送、希少疾病用医薬品の流通に関する総合的支援を行う事業等、介護サービスの提供、心電計等の医療機器の製造等を行っております。
当該サービスの提供においては、サービスを顧客に引き渡した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、当該時点で収益を認識しております。また、当該製品の販売においては、製品を顧客に引き渡し顧客が検収した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しておりますが、収益認識に関する会計基準の適用指針第98項の代替的な取扱いに基づき、出荷基準で収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 退職給付に係る会計処理の方法

イ. 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

ロ. 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5～10年）による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異については、主に各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日連結会計年度から費用処理しております。

ただし、最長15年を限度としております。

5. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生時以降5～8年間の定額法により償却を行っております。

ただし、金額に重要性が乏しい場合には、発生年度の損益として処理しております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

〔表示方法の変更に関する注記〕

当社グループは、従来より、メーカーへの販売情報提供に係る収入を「営業外収益」の「受入情報収入」ならびに商品回収等のMSのメーカーに対する活動に係る収入を「営業外収益」の「その他」に含めて計上しておりました。

当社グループは、「デジタルとリアルとの融合で社会課題を解決する新たな価値創造を目指す」という考え方にに基づき、安全・安心なヘルスケアプラットフォームの構築に向け、デジタルの領域で様々な企業と提携し、新たな付加価値の創出に努めている中、デジタルビジネスの事業化を加速させるために前連結会計年度において子会社2社を設立しております。

このように、今後ますますデジタルビジネスの重要性が高まり、デジタル商材の市場への普及・促進、かつ、蓄積されるデータを情報ビジネスとして取り扱うことから、メーカーへの販売情報提供に係る収入を含めた情報ビジネスに係る収入も主要な事業活動と位置付け、当連結会計年度より「売上高」（当連結会計年度5,978百万円）に含めることとした表示方法の変更を行っております。

また、メーカーからの依頼に基づくMSの商品回収等の役務提供等についても、主要な営業活動として位置付け、当連結会計年度より「売上高」（当連結会計年度526百万円）に含めることとした表示方法の変更を行っております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

独占禁止法関連損失引当金

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

独占禁止法関連損失引当金 9,790百万円

独占禁止法関連損失引当金は、当社の独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）の入札に関する独占禁止法違反に基づく支払義務の発生及び連結子会社の株式会社翔薬における独立行政法人国立病院機構（NH0）の入札に関する独占禁止法違反に基づく支払義務の発生に備えるため、将来発生が見込まれる損失のうち、期末日時点で合理的な見積りが可能と判断した金額を計上したものであります。

これらの見積りの仮定は、契約先の意向等、将来の不確実性が含まれているため、前提条件の変動により影響を受ける可能性があり、追加の損失の発生又は引当金の戻入れなど翌連結会計年度の連結計算書類に影響を与える可能性があります。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

1. 担保に供している資産

取引保証として担保に供している資産	建物及び構築物	268百万円
	土地	1,930百万円
	投資有価証券	1,402百万円
	計	3,602百万円

2. 有形固定資産の減価償却累計額 118,692百万円

3. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地について再評価を行っております。再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、これを控除した額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△ 997百万円

〔連結損益計算書に関する注記〕

1. 独占禁止法関連損失

医薬品卸売事業における当社及び子会社において、独占禁止法に関連した支払義務の発生に備えるため、その発生見込額を計上しております。

2. 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。

顧客との契約から生じる収益の金額は、「〔収益認識に関する注記〕1. 収益の分解」に記載のとおりであります。

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当連結会計年度末日の発行済株式の種類及び総数 普通株式 82,831,904株

(注) 普通株式は、2022年9月27日及び同年11月11日開催の取締役会決議に基づき行った自己株式の消却により、20,512,179株減少しております。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株 式 の 種 類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年5月11日 取 締 役 会	普通株式	3,165	36	2022年3月31日	2022年6月3日
2022年11月11日 取 締 役 会	普通株式	3,167	36	2022年9月30日	2022年12月12日

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

決 議	株 式 の 種 類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年5月15日 取 締 役 会	普通株式	利益剰余金	2,978	36	2023年3月31日	2023年6月6日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループの資金運用については、親会社である当社は、投資対象となる金融商品について運用方針及び資金配分基準を取締役会で毎期決議し、それに基づき運用しております。連結子会社については、定期預金等に限定し運用しております。

資金調達については、主に自己資金によっておりますが、一部必要な資金を銀行借入等により調達しております。

有価証券及び投資有価証券は、その他有価証券であり、定期的に時価及び発行体の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日(当期の連結決算日)における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 有価証券及び投資有価証券(※2)			
そ の 他 有 価 証 券	117,240	117,240	—
(2) 長 期 貸 付 金	475		
貸 倒 引 当 金 (※3)	△ 125		
	349	352	3

(※1) 「現金及び預金」については、現金であること、及び預金が短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。また、「受取手形及び売掛金」、「仕入割戻し等未収入金」、「支払手形及び買掛金」、「未払法人税等」は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等(連結貸借対照表計上額25,039百万円)は、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。また、金銭の信託のうち預金と同様の性格を有するものやコマーシャル・ペーパー等(連結貸借対照表計上額34,999百万円)は、短期間で決済されるため、時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略し、「(1)有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。

(※3) 長期貸付金に対して個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
有価証券及び投資有価証券（※）				
その他有価証券				
株式	64,776	15	—	64,791
社債その他の債券	—	5,697	44,727	50,424
社債その他の債券以外の有価証券	—	524	1,500	2,024

(2) 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産

(単位：百万円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合 計
長期貸付金	—	352	—	352

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

資 産

(1) 有価証券及び投資有価証券

有価証券及び投資有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合は、レベル2の時価に分類しております。相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価にあたっては観察可能なインプットを最大限利用しており、重要な観察できないインプットを用いる場合には、レベル3の時価に分類しております。

(2) 長期貸付金

長期貸付金の時価は、与信管理上の信用リスク区分ごとに返済期日までの将来キャッシュ・フローを割引現在価値法により算出しており、レベル2の時価に分類しております。

割引計算にあたっては、国債の利率を使用しております。

〔収益認識に関する注記〕

1. 収益の分解

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				合計
	医薬品卸売事業	医薬品製造事業	保険薬局事業	医療関連サービス等事業	
顧客との契約から生じる収益	2,176,971	10,648	87,718	39,431	2,314,770
その他の収益	58	—	—	—	58
外部顧客への売上高	2,177,030	10,648	87,718	39,431	2,314,828

2. 収益を理解するための基礎となる情報

当社グループは主に医薬品卸売事業を営んでおり、医療機関等に対して医療用医薬品、診断薬、医療機器材料等の販売をしております。

当該商製品の販売においては、商製品を顧客に引き渡し、顧客が検収した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、顧客が当該商製品を検収した時点で収益を認識しております。

医薬品卸売事業では、返品に応じる義務を負っており、顧客から毎期一定程度の返品が発生することが想定されております。返品された場合、対価を返金する義務があることから、返品見込額を過去の実績に基づいて算定し、収益から控除する方法を用いて取引価格を算定しております。

また、医薬品卸売事業では、医薬品が価格未決定のまま医療機関等に納入し、その後医薬品卸売業者と医療機関等の間で価格交渉を始めるといった商慣行があります。これは、医薬品が生命関連商品であるために、納入停滞が許されないという事情から継続している商慣行であります。当該価格未決定取引については、過去実績等に基づき、合理的な見積りによる決定予測価格で取引価格を算定しております。なお、当連結会計年度末の価格未決定取引の変動対価が連結計算書類に与える影響は軽微であります。

さらに、約束された対価は履行義務の充足時点から概ね1年以内に支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

① 契約資産及び契約負債等の残高

(単位：百万円)

	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	518,408	520,964
契約資産	—	—
契約負債	—	—

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループでは、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 4,970円38銭
- 1株当たり当期純利益 236円47銭

〔企業結合に関する注記〕

事業分離

当社の連結子会社である株式会社三和化学研究所は2022年3月31日、武州製薬株式会社へ製造拠点の一つであるFUKUSHIMA工園における事業を譲渡する契約を締結し、2023年3月28日に事業の承継を完了いたしました。

1. 事業分離の概要

(1) 分離先企業の名称

武州製薬株式会社

(2) 分離した事業の内容

FUKUSHIMA工園（医薬品製造事業）

(3) 事業分離を行った主な理由

当社の連結子会社である株式会社三和化学研究所はこれまで業界環境の変化に対応すべく、コスト削減などを進めてきましたが、今後の新薬開発の方向性やグローバル化が進む業界環境などを総合的に検討し、世界多数の国々でGMP認証を取得している武州製薬株式会社に譲渡し、その高い技術力と生産オペレーション等を活かすことが最適との結論に至ったことによります。

(4) 事業分離日

2023年3月28日

(5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項

受取対価を現金等の財産のみとする事業譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 移転損益の金額

事業譲渡損失 80百万円

(2) 移転した事業に係る資産の帳簿価額と主な内訳

流動資産 202百万円

固定資産 2,024百万円

資産合計 2,227百万円

(3) 会計処理

移転したFUKUSHIMA工園における事業に関する投資は清算されたため、移転したことにより受け取った対価となる財産の時価と、移転した事業に係る帳簿価額との差額のほか、関連して発生した費用等の合計額を移転損益として認識しております。

3. 分離した事業が含まれていた報告セグメントの名称

医薬品製造事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上原価 2,728百万円

販売費及び一般管理費 128百万円

FUKUSHIMA工園は株式会社三和化学研究所の製造拠点であるため、事業損益は算定しておりません。

5. 継続的関与の概要

武州製薬株式会社への製造委託をしております。

個別注記表

個別計算書類は「会社計算規則」に基づいて作成しております。

記載数値は単位未満を切捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益は、単位未満を四捨五入して表示しております。

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

- (1) 子会社株式及び関連会社株式については、移動平均法による原価法であります。
- (2) その他有価証券については、市場価格のない株式等以外のものは時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）、市場価格のない株式等は移動平均法による原価法であります。
- (3) その他の関係会社有価証券については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎として、持分相当額を純額で取り込む方法であります。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品については、移動平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。
- (2) 貯蔵品については、最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）であります。

3. 固定資産の減価償却の方法

- (1) 有形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却方法については、定率法を採用しております。
ただし、1998年4月1日以後取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。
なお、主な科目の耐用年数は次のとおりであります。

建　　物	2～50年
機械及び装置	2～17年
- (2) 無形固定資産（リース資産を除く。）の減価償却方法については、定額法を採用しております。
なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5～10年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金は、受取手形・売掛金等の債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金は、従業員の賞与支給に充てるため、当事業年度末現在の従業員に対する支給対象期間の支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。
ただし、最長15年を限度としております。
- (4) 独占禁止法関連損失引当金は、独占禁止法に関連した支払義務の発生に備えるため、その発生見込額を計上しております。

5. 収益及び費用の計上基準

当社は、医療機関等に対して医療用医薬品、診断薬、医療機器・材料等の販売を行っております。

当該商製品の販売においては、商製品を顧客に引き渡し顧客が検収した時点で支配が顧客に移転し、履行義務が充足されると判断しており、顧客が当該商製品を検収した時点で収益を認識しております。

また、顧客との契約において約束された対価から返品等を控除した金額で取引価格を算定しております。

6. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27－2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

〔収益認識に関する注記〕

「連結注記表〔収益認識に関する注記〕」に記載しているため、注記を省略しております。

〔表示方法の変更に関する注記〕

当社は、従来より、メーカーへの販売情報提供に係る収入を「営業外収益」の「受入情報収入」ならびに商品回収等のMSのメーカーに対する活動に係る収入を「営業外収益」の「その他」に含めて計上しておりました。

当社は、「デジタルとリアル融合で社会課題を解決する新たな価値創造を目指す」という考え方にに基づき、安全・安心なヘルスケアプラットフォームの構築に向け、デジタルの領域で様々な企業と提携し、新たな付加価値の創出に努めている中、デジタルビジネスの事業化を加速させるために前事業年度において子会社2社を設立しております。

このように、今後ますますデジタルビジネスの重要性が高まり、デジタル商材の市場への普及・促進、かつ、蓄積されるデータを情報ビジネスとして取り扱うことから、メーカーへの販売情報提供に係る収入を含めた情報ビジネスに係る収入も主要な事業活動と位置付け、当事業年度より「売上高」（当事業年度4,921百万円）に含めることとした表示方法の変更を行っております。

また、メーカーからの依頼に基づくMSの商品回収等の役務提供等についても、主要な営業活動として位置付け、当事業年度より「売上高」（当事業年度406百万円）に含めることとした表示方法の変更を行っております。

〔会計上の見積りに関する注記〕

独占禁止法関連損失引当金

当事業年度の計算書類に計上した金額

独占禁止法関連損失引当金 6,700百万円

独占禁止法関連損失引当金は、独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）の入札に関する独占禁止法違反に基づく支払義務の発生に備えるため、将来発生が見込まれる損失のうち、期末日時点で合理的な見積りが可能と判断した金額を計上したものであります。

この見積りの仮定は、契約先の意向等、将来の不確実性が含まれているため、前提条件の変動により影響を受ける可能性があり、追加の損失の発生又は引当金の戻入れなど翌事業年度の計算書類に影響を与える可能性があります。

〔貸借対照表に関する注記〕

- | | | | |
|---|--------|---------|-----|
| 1. 担保に供している資産 | | | |
| 取引保証として担保に供している資産 | 投資有価証券 | 597 | 百万円 |
| 2. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 55,885 | 百万円 |
| 3. 保証債務 | | | |
| 関係会社の仕入債務に対する保証 | | 11,535 | 百万円 |
| 関係会社の不動産賃貸借契約に対する保証 | | 4,164 | 百万円 |
| 4. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務 | | | |
| | 短期金銭債権 | 131,222 | 百万円 |
| | 長期金銭債権 | 20,417 | 百万円 |
| | 短期金銭債務 | 38,543 | 百万円 |
| | 長期金銭債務 | 675 | 百万円 |
| 5. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地について再評価を行っております。再評価差額のうち税効果相当額を固定負債の部に「再評価に係る繰延税金負債」として、これを控除した額を純資産の部に「土地再評価差額金」として計上しております。 | | | |

再評価の方法

「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算定するために、国税庁長官が定めて公表した方法により算定した価額に合理的な調整を行って算出する方法によっております。

再評価を行った年月日	2002年3月31日
再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額	△ 997百万円

〔損益計算書に関する注記〕

- | | | |
|--|------------|------------|
| 1. 関係会社との取引高 | | |
| 営業取引による取引高 | 売上高 | 364,862百万円 |
| | 仕入高 | 232,464百万円 |
| | 販売費及び一般管理費 | 28,565百万円 |
| 営業取引以外の取引による取引高 | | 3,281百万円 |
| 2. 独占禁止法関連損失 | | |
| 当社において、独占禁止法に関連した支払義務の発生に備えるため、その発生見込額を計上しております。 | | |

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

- 当事業年度末における自己株式の種類及び株式数 普通株式 100,000株
- （注）普通株式は、2022年9月27日及び同年11月11日開催の取締役会決議に基づき行った自己株式の消却により、20,512,179株減少しております。

〔税効果会計に関する注記〕

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産		
商	品	309百万円
貸倒引当金		2,146百万円
土地	地	856百万円
賞与引当金		1,466百万円
独占禁止法関連損失引当金		2,043百万円
その他の他		3,370百万円
繰延税金資産小計		<u>10,191百万円</u>
評価性引当額		<u>△ 3,577百万円</u>
繰延税金資産合計		6,614百万円
繰延税金負債		
前払年金費用		△ 3,237百万円
その他有価証券評価差額金		△ 12,322百万円
その他の他		△ 1,663百万円
繰延税金負債合計		<u>△ 17,222百万円</u>
繰延税金負債の純額		△ 10,608百万円
再評価に係る繰延税金資産		2,250百万円
評価性引当額		△ 2,250百万円
再評価に係る繰延税金負債		△ 1,164百万円
再評価に係る繰延税金負債の純額		<u>△ 1,164百万円</u>

〔関連当事者との取引に関する注記〕

子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社 サンキ	所有 直接100%	商品の販売	医療用医薬品等の販売	100,012	売掛金	36,627
子会社	株式会社 アステイス	所有 直接100%	商品の販売	医療用医薬品等の販売	76,338	売掛金	28,386
				資金の預り	10,147	関係会社預り金	11,105
子会社	株式会社 翔薬	所有 直接100%	商品の販売	医療用医薬品等の販売	101,975	売掛金	38,466
子会社	株式会社 三和化学研究所	所有 直接100%	商品の購入	医療用医薬品等の購入	35,400	買掛金	12,914
子会社	株式会社 エス・ディ・コラボ	所有 直接100%	商品の購入	医療用医薬品等の購入	185,258	買掛金	18,794
				資金の預り	18,102	関係会社預り金	24,905
				債務保証	11,245		

- (注) 1. 医療用医薬品等の販売及び購入に関する価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案して価格交渉の上で決定しております。
2. 資金の預りは、CMS（キャッシュ・マネジメント・システム）によるものであり、取引金額は当事業年度における預り金の期中平均残高を記載しております。
3. 子会社の仕入取引に係る債務に対して債務保証を行っております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

1. 1株当たり純資産額 3,515円00銭
2. 1株当たり当期純利益 172円97銭